

令和８年度第１回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

１ 日程等

(1) 日 時

令和８年５月２５日（月）午後２時３０分から午後３時１５分まで

(2) 場 所

県庁１０階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

２ 議事内容及び結果

(1) ぶりに関する令和８管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

→ 原案のとおり漁獲可能量を設定することを適当とする旨、答申することを決定

(2) 知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置等を定めることを適当とする旨、答申することを決定

(3) 漁業許可等に関する取扱方針の改正について（協議）

→ 原案のとおり取扱方針を改正することを決定

(4) くろまぐろに関する令和７管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 意見なし

(5) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

→ 取下

(6) 知事許可漁業の制限措置見直しについて（報告）

→ 意見なし

令和8年度第1回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和8年5月25日（月） 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	○
漁業者・漁業従事者委員	増 本 雄 二	○
漁業者・漁業従事者委員	大久保 光朗	○
漁業者・漁業従事者委員	山 下 伸 吾	×
漁業者・漁業従事者委員	鵜 瀬 芳 昭	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 興 文	○
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	○
学 識 経 験 委 員	篤 昭 仁	○
学 識 経 験 委 員	久賀 みず保	○
中 立 委 員	前 田 祝 成	×
中 立 委 員	前 田 圭 子	○
中 立 委 員	久保 源一郎	×

（出席者） 12人

（欠席者） 3人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主事）	中 野 佑 姫 花
水産振興課漁業調整係技術専門員	櫻 井 正 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	村 上 春 輝
水産振興課技術主幹兼漁業監理係長	柳 宗 悦
水産振興課漁業監理係技術主査	吉 田 悠 馬

－ 令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 2 時 30 分開会 －

○板坂事務局長

それでは、ただいまより、令和 8 年度第 1 回鹿児島海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員 15 名中、現在 11 名、後ほど重信委員が来られて、12 名の出席をいただいております、鹿児島海区漁業調整委員会事務規程第 6 条第 1 項に定める定数を満たしておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の了承を得た後に行うようにしてください。また、発言の際は、事務局がマイクを持ってきます。マイクがお手元に届いてから発言を行ってください。

それでは、議長に議事進行をお願いいたします。

○阿久根議長

皆さん、こんにちは。第 1 回海区漁業調整委員会を開催しましたところ、ほとんどの皆様が出席されたということで、ありがとうございました。また、担当職員等に異動がありまして、各持ち場持ち場で一生懸命頑張ってくれることを期待しておりますし、各持ち場によりましては、防波堤、風波を受けて立つ部門もありますので、漁民のため、水産振興の新しい時代のために頑張ってください。

それでは、私から議事録署名者を指名することとしてよろしいでしょうか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

重信委員はまだ来てないけど、いいの？それでは今回は重信委員と、野村委員をお願いいたします。早速議事に入ります。

今、重信委員が到着されましたので、今日の議事録署名者をよろしく願いします。

【議題 1 ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）】

○阿久根議長

議題 1 は「ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」です。これは諮問事項ですので、県執行部からの説明をお願いいたします。

○事務局（吉田技師主査）

水産振興課の吉田です。本年度も引き続きよろしくお願いします。座って説明させていただきます。

資料 1 をお手元に御用意ください。「ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」ということで、御説明をいたします。まず、1 枚目をお開きください。本件は諮問事項ですので、まず諮問文を読み上げます。

（諮問文）

水振第 151 号
令和 8 年 5 月 25 日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の
設定について（諮問）

このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

では、資料をめくっていただいて、概要の御説明をいたします。

今回この諮問をさせていただく背景としましては、概要にあるとおり、今回はぶりについて、農林水産大臣から令和 8 年 7 月から令和 9 年 6 月までの都道府県別漁獲可能量の当初配分が示されましたので、それぞれの知事管理漁獲可能量を設定するものとなります。

「2 知事管理漁獲可能量の設定」を御覧ください。

ぶりにつきましては、令和 8 管理年度よりステップアップ管理のステップ 2 へ進むことになりました。このステップ 2 というものは、各都道府県等に目安の数量が配分され、実際の漁模様に応じた漁獲枠の融通や、実際に枠を運用していく中で出てきた課題等に対処し、管理手法の見直しを適宜行う期間になります。

このステップ 2 は、令和 7 管理年度までのステップ 1 と同様に、採捕停止命令が発出されることはありません。

本県に配分された漁獲可能量ですが、このステップ 2 での配分は、「試行水準」として設定することになり、本県にも「試行水準」が配分されております。

各管理区分への配分ルールとしては、全量を当該知事管理区分に配分することとなっているため、鹿児島県ぶり漁業について、「試行水準」として設定したいと考えております。

最後に今後のスケジュールですが、鹿児島、熊毛の両海区委員会の諮問及び答申、農林水産大臣の承認を経て、県HPや公報にて公表いたします。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしく申し上げます。

○阿久根議長

県からの説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見御質問等はいかがでしょうか。

○篤委員

一つ伺います。鹿児島県の配分された量は試行水準ということですが、採捕停止命令等はないんでしょうけど、目安の数量といえますか、いわゆる試行水準は、具体的にはどういう数値になるんでしょうか。

○事務局（吉田技術主査）

試行水準、目安の数量、だいたい本県に示されている数量は大体1,800トンぐらいというものが示されています。この数量はこれまでの漁獲実績と比べますと、余裕がある数字となっているということで、というのも国の資源状態というのは今かなり良いという評価がされているので、かなり余裕のある数量というものが目安の数量としてきているものになります。

○阿久根議長

ありがとうございます。他に、委員の皆様から何かございませんか。

○西委員

ステップ1の期間の令和7管理年度は終わってないですけど、大体どれくらいの水揚げがあったか把握できていますか。分かれば教えてください。

○事務局（吉田技術主査）

御質問ありがとうございます。今、把握はしているんですけど、パッと数量が出せないの、後ほどご回答でもよろしいですか。すみません。

○阿久根議長

他に委員の皆様から何かございませんか。

○久賀委員

御説明ありがとうございました。ちょっとこの制度の復習のような質問になるんですけども、このステップ2が今年度終了した時点で、今後どのような方向でこの制度が進んでいくのかというのをお聞かせください。

○事務局（吉田技術主査）

まず、今年度ですね、現在、令和7管理年度が6月末まであるんですが、このステップ1というところは、まずTAC報告、そもそもこの魚をまずTAC魚種にしましたというところで、そのTAC報告の義務化ですね、TAC魚種になるということは、漁獲量の報告が義務化されるということで、この報告を義務化した上で、この報告、漁獲量の収集体制を構築していきましょう。これまでどこの県も全部の漁獲量が完全に集計できているというわけではないので、まずはそういった体制を作っていくというのがステップ1の期間。

この令和8管理年度から始まっていくステップ2というのが、先ほども御説明をしたとおり、目安の数量というものが配分されて、それを実際に各都道府県が運用していきましょう。その中に出てきた課題について、適宜管理方法の変更であったりとか、そういったところを行って、より良い管理にしていきましょうという期間になります。

このステップ2が、だいたい水産庁としては2年間というものを想定しているんですが、この2年間が終わるタイミングで、ステークホルダー会合というもの、ステークホルダーの方々が集まって、今後の方向性どうしましょうかという会議になってくるんですが、これを開催して合意が得られたというところで、ステップ3、これが本格的なTAC管理ですね。今のあじ、さば、いわしというような管理になっていくんですが、この枠がはめられて、枠を超えたら採捕停止命令が出ますよという管理に移っていくと、そういった流れになります。

○阿久根議長

よろしいですか。他に委員の皆様ございませんか。

○鵜瀬委員

我々の感覚で見たら、ぶりっていうと、定置網で捕ったりとか、あと飼い付けであったりとか思うんですけども、もじゃこはそのTACの中に入るんですか。

○事務局（吉田技術主査）

もじゃこもTAC報告の中に入ります。

○鵜瀬委員

この TAC は、年度年度の切り替えですよ。いや、今は心配しないでいいんですけど、仮に定置網ですごく大量に取れたと。TAC が設定された時に新たに始まるもじゃこの漁というのは、やっぱり 4 月、5 月じゃないですか。その辺のところの懸念っていうのはないんですか。

○事務局（吉田技術主査）

もちろんその御懸念はあると思います。ただ、水産庁としてもですね、ぶりの TAC 管理が始まって、もじゃこを入れますよということになったときにですね、一応このもじゃこの採捕数量っていうのも、養殖関係県の会議で数量は決まると思うんですが、その数量は担保しますよということは明言をしているところですので、その数量をどう担保するのかは、今後、県内の配分方法等で検討していくことになると思うんですが、そこは担保されているという御認識は持っていただければと思います。

○阿久根議長

よろしいですね。他に委員の皆様ございませんか。事務局。

○事務局（吉田技術主査）

先ほど西委員からの御質問でした。ステップ 1 が始まって、どれくらいぶりが捕れているのかというところなんです。本県の 4 月末時点の速報値ですね、4 月分の漁獲量は正確に把握ができていないんですが、速報値としましては、約 598 トンになっております。

○阿久根議長

それでは議題 1 について、さらに御質問御意見ございますか。ないですね。

それでは御意見も出揃ったところで、議題 1 につきまして、「ぶりに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」は、そのように答申することよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題 2 知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について（諮問）】

○阿久根議長

続きまして、議題 2 は「知事許可漁業にかかる制限措置等の公示について」です。これも、諮問事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○事務局（村上水産技師）

水産振興課の村上です。4 月より新しく担当となりました。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

議題 2 について説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。本件は諮問事項ですので、諮問文を読み上げさせていただきます。

（諮問文）

水振第 168 号
令和 8 年 5 月 25 日
（水産振興課扱い）

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 3 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

次のページをお開きください。

今回諮問させていただきますのは、小型まき網漁業の新規許可に関する制限措置、きびなご流し網漁業及び潜水器漁業の新規許可に関する制限措置です。

当方から小型まき網漁業の新規許可に関する制限措置について説明させていただきます。こちらは、令和 8 年 1 月 30 日に開催された昨年度第 5 回海区委員会において、知事許可漁業の制限措置等の見直しの中で、協議いただき承認された対応方針の一つになります。具体的には、鹿児島県漁協牛根支所に所属の 2 そうまきについて、省力化、低コスト化を図るべく、1 そうまきに操業形態を変更

するものです。

制限措置は表に示しているとおり他の許可者と揃えておりまして、申請すべき期間は5月27日から6月12日までです。許可の有効期間は、終期を他の許可者に合わせまして、許可日から令和9年7月31日としております。以上です。

○事務局（中野主事）

水産振興課の中野です。4月より担当となりました。よろしくお願いします。着座にて説明させていただきます。

当方から、きびなご流し網漁業及び潜水器漁業の新規許可に関する制限措置について説明させていただきます。

こちらは、鹿児島県漁協坊泊支所から新規許可の要望があったものです。制限措置は表に示しているとおりで、他の許可者と揃えています。申請すべき期間は5月27日から6月12日。許可の有効期間は、終期を他の許可者に合わせまして、きびなご流し網漁業は、許可日から令和10年2月29日、潜水器漁業は、許可日から令和9年2月28日としております。

4ページ以降は参考資料となっていますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ただいま、事務局から小型まき網漁業、きびなご流し網漁業、潜水器漁業について、諮問という形でしましたが、御意見御質問ございますか。

自分から1つ、この潜水器漁業について対象とするのは例えばウニなのか、アワビなのか。

潜水器漁業と言われるものについては、認識不足ですみませんが、ボンベをからうのか、それとも上から圧縮空気でやる潜水器漁業なのか、宇宙服みたいな。どのような解釈で、わかる範囲でいいですので。

○事務局（中野主事）

要望についての漁獲対象魚種はガンガゼウニとなっております、1月から12月に潜水器漁業を行う計画であるとのこと。

○阿久根議長

わかりました。ガンガゼウニをアクアラングでやるらしいので、そう解釈していただきます。きびなご流し網については、灯火については、その他の漁業ということだと前回もいろいろ出ましたので解釈しといていいですよ。制限をわざわざ設けなくても、灯火についてはその他の漁業という認識だということ。

解釈しておいてください。

それでは議題2につきまして、委員の皆様方からも御意見御質問等も出揃いましたので決めます。議題2の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」はこのように答申するという事でよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題3 漁業許可等に関する取扱方針の改正について（協議）】

○阿久根議長

議題3は「漁業許可等に関する取扱方針の改正について」です。これは、協議事項ですので、事務局からの説明をお願いします。

○事務局（櫻井技術専門員）

水産振興課漁業調整係の櫻井です。4月から着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

資料3に基づき説明させていただきます。座って説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

令和7年度第5回海区調整委員会で、知事許可漁業の制限措置等の見直しについて協議いただき、2月10日に施行されたところです。その対応方針に従いまして準備の整ったものから内容を改正しておりまして、令和7年度第6回委員会にて、3つの漁業種類について改正の協議をいただき、令和8年3月に施行されています。今回は、棒受網漁業の許可の改正について準備が整ったことから、御協議いただくものです。

改正の内容ですが、現在設定されている船舶規模の制限（原則として10トン未満）を撤廃するというものです。棒受網についてはTAC魚種であるいわし類が漁獲の多くを占め、漁獲量で管理されていることから、総トン数の制限については撤廃しても問題ないと判断したものです。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

ただいま事務局より説明がございました。これは協議事項です。

まあ、トン数の制限を廃止するという方向で、前々回か、いろいろ協議していただいたところですが、安全性を考えたりした時に、国の方針に従ってこういう

方向で行くのは悪いことじゃないんじゃないかということで進めていってはどうでしょうか。いや、ちょっと待ってっていう方がおったり、ちょっと聞いてみたいと、突っ込んで聞いてみたいという人はいらっしやいませんね。

漁場についてはどうなっているの。例の試験操業についてはまだ？

○板坂事務局長

後ほど報告があるんですけども、AIS の設置等が条件になりますので、それが整ったものについては対応するというところで進めているところです。

○阿久根議長

棒受網につきまして、試験操業やこのようなトン数制限の見直し等々が協議された中で、そういう進め方だということです。

それでは議題 3 「漁業許可に関する取り扱い方針の改正について」は、このように決定することでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

○阿久根議長

それでは、制限条件 10 トン未満をなくすということで決定いたします。

【議題 4 くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○阿久根議長

続きまして議題 4 は「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」です。これは報告事項ですので、県からの報告をよろしくお願いいたします。

○事務局（吉田技術主査）

漁業監理係の吉田です。当方から座って説明をさせていただきます。

資料 4 をお手元に御用意ください。

「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」御説明いたします。

1 枚めくっていただきまして、概要になります。今回は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを期間とする令和 7 管理年度において、県の留保枠からの配分と大分県、北海道、三重県の融通を受けまして、本県くろまぐろ漁業の各管理区分に配分いたしましたので、その報告となります。

具体的な内訳としましては、県留保から大型魚 3.7 トン、小型魚 2.1 トンを配分し、大分県から大型魚 2.0 トン、北海道から大型魚 2.5 トン、三重県から小型魚 13.2 トンを融通いただきました。

2 の管理区分への配分ルールとしては、おおむね 1 割を本県留保とし、残りのおおむね 9 割を平成 22～24 年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。また、管理年度中に国からの追加配分等によって本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、この配分基準に準じて当該増加量を配分するという事になっております。

令和 7 管理年度につきましては、令和 5 管理年度の漁獲実績を元に各管理区分に配分しており、今回融通をいただいた分についても同じ比率を適用しております。

まず最初に 30kg 未満の小型魚についてです。2-(1)の配分結果を御覧ください。小型魚の配分比率は定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 74：26 となっております。

小型魚は三重県からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせて 15.3 トンの追加となり、下半期の漁獲可能量に、定置漁業へ 8.8 トン、その他くろまぐろ漁業へ 5.2 トン、県留保枠へ 1.3 トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は定置漁業が 44.7 トン、その他くろまぐろ漁業が 17.8 トンで、県の留保枠の 1.3 トンも含めて、合計で 63.8 トンとなりました。

次のページお開きください。続きまして大型魚になります。2-(2)を御覧ください。大型魚の配分比率は、定置漁業：その他くろまぐろ漁業が 61：39 となっております。大型魚については、大分県、北海道からの融通及び県留保枠からの追加配分を合わせまして 8.2 トンの追加となり、定置漁業、その他くろまぐろ漁業ともに 3.9 トンの追加となりました。

こちら表の中で、県留保枠が 0.4 トンの追加となっているのに、0.2 トンしかないじゃないかという御指摘を受けるかと思うんですが、こちらはこの配分の流れですね、流れとしまして、同時に行ったわけではなくて、まず県留保枠からの追加と、その後に大分県、北海道からの融通という流れがあって、結果的に 0.4 トンの追加があったんですが、県留保枠からも 0.2 トン抛出してますよというところで、変更後は、最終的には 0.2 トン、0.4 トン追加がありましたが 0.2 トンの残枠となっていましたという意味合いになります。ちょっとわかりづらくて申し訳ございません。

変更後の漁獲可能量は、定置漁業が 23.7 トン、その他くろまぐろ漁業が 16.5 トンで、県留保の 0.2 トンを合わせまして、合計 40.4 トンという形になりました。

今回御報告した変更については、関係漁協・団体に通知済みとなっております。

今回資料に記載しておりませんが、令和 7 管理年度、3 月 31 日付で終了しまして、その 7 管理年度の漁獲実績としては、定置漁業における大型魚は 23.7 トンの漁獲枠に対して約 94%の消化率となる 22.3 トン、その他の漁業における大型魚は 16.5 トンの漁獲枠に対して 99.7%の消化率となる約 16.46 トンとなっております。県全体の大型魚の消化率としましては、96%となりました。

次に小型魚については、定置漁業では、44.7 トンの漁獲枠に対して約 78%の消化率となる約 34.9 トン、その他の漁業では、17.8 トンの漁獲枠に対して約 101%の消化率となる 18.0 トンとなっております。小型魚のその他漁業にて、消化率が 100%を超えているんですが、こちら漁期末の融通があったというところで、定置漁業にて入網の見込みがないため、県定置協の方から枠の有効活用ということで、その他漁業の定置の残枠も使ってよいというお話をいただいたため、その他漁業の消化率が増加しているということとなります。なお、県全体の小型魚の消化率としては、82.8%となりました。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

ただいま事務局より報告事項ということで、説明がございました。さらに今の報告について、もっと聞きたいなという委員の方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いします。ないですね。

それでは議題 4 の「くろまぐろに関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」は報告までとさせていただきます。

【議題 5 まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について（報告）】

○阿久根議長

続きまして、議題 5 は「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和 7 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の変更について」ですが、事務局から次回の委員会で報告することと変更になりましたので、議題 5 は取り下げさせていただきます。

【議題 6 知事許可漁業の制限措置見直しについて（報告）】

○阿久根議長

続きまして、議題 6 は「知事許可漁業の制限措置見直しについて」です。

これも報告事項です。事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井技術専門員）

水産振興課漁業調整係の櫻井です。資料6に基づき説明いたします。座って説明させていただきます。

1 ページをお開きください。議題2でも御説明させていただきましたが、令和8年2月に知事許可漁業の制限措置等の見直しに係る対応方針が施行されまして、その後、3つの漁業種類について取扱方針の改正を行い、資料に記載のありますとおり、3月に5者に対して特別採捕許可を行ったところです。

特別採捕許可にあたっては、操業をした翌月10日までの水揚実績報告を求めていることとしております。

ごち網漁業の特別採捕許可を行いました龍神丸は3月に15日操業し、約8トンの水揚げ、共栄丸は4月に7日操業し、167kgの水揚げ、第十八なぎさ丸は4月に2回操業したものの漁獲なし、棒受網漁業の特別採捕許可を行いました鳳翔丸は3月に10トン、4月に32トンの水揚げがあったと報告がありました。

残りの許可者については、他の漁業との兼ね合いで、現時点では操業に至っていないところです。

以上で説明を終わります。

○阿久根議長

AISを用いて管理しながら、新しく漁場の拡大等々の許可の、いわゆる緩和措置をして、働きやすい環境を作るということで、今まで進めて参って、このような、明らかに数字に残る、次世代につなぐことの夢が広がるような報告も来ておりますので、今からもこれを推進して、違反のない、管理された新しい漁業のやり方を作っていけたらなと思っております。

これも報告でしたので、以上であります。本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。

ないようですので、私からもじゃこについてです。

もじゃこがまだ終わってない等々、今年皆様もご存知のとおり大苦戦、私も真っ黒になっていると思いますが、本当に大苦戦の年でありました。また、ちょうどもじゃこに差し掛かる頃、トランプ大統領による今のイランとのことがありまして、当漁協におきましてはリッター167円、重油ですが、ガソリンに例えるとAZのガソリンより高い。それを大体、私で2泊3日で1,600～2,000リッター使います。それが不漁によって、いつもの倍ぐらい出ておりますし、走りっぱなしの時間も長いですし、宇治西から女島とか、野間岬から180マイル出すとか、そうした大苦戦の中、燃油がガソリン並みの、ガソリンより高い燃油を3倍、4倍使ったの大苦戦でありましたが、県といたしまして把握できている報告等ありましたら説明してください。

○事務局（村田事務局次長）

漁業調整係の村田です。座って説明させていただきます。

もじゃこの採捕の状況ですが、今、会長の方からお話がありましたとおり、本年度非常に苦戦している状況でございました。3月4日から牛根漁協が出漁したのを皮切りに始まったところなんですけど、現時点で充足率が71.5%という状況になっております。なかなか魚がまとまらず、そして藻が非常に少ないという中で、種子島・屋久島の方ではですね、屋久島の方では97%という充足率に至っているんですけど、その他の漁協も、良くて8割、7割というところで、もうとにかく魚がいない、藻が少ないというところで、非常に少ない充足率ですけども、終了に至るといような漁協も出始めている状況です。

現在のところ、東町、そして長島支所、内之浦の方が引き続きまた漁を続けたいという状況ということになっています。併せてですね、大分県の方にも県として許可を出しているんですけど、大分県の方も同じく採捕の状況が非常に悪くて、今3割台という話も聞いております。そういった中で鹿児島県の方に入漁させてほしいというような要請も行政当局の方から来ている状況なんですけど、まだ本県業者の方が一生懸命漁をしている状態ですので、現状まだ受け入れられないということで、大分県とは協議をしているところです。なんですけど、今こういう状況ですので、大分県の方とも引き続き協議を進めてですね、先ほど融通を受けたという話もありますので、まあ可能な範囲でいろんな協力ができればなと考えているところです。以上です。

○阿久根議長

長崎にしましても2割とか、だいたい大分もそのようなところ、高知につきましてはもっと悪いということで、逆を返しますと、本県のもじゃこが来年、再来年、付加価値が相当上がると。実際今でもそこに川畑委員も行って、一番大手に近い形でやっておられますが、契約してないところからでもですね、もう一枠でも一匹でもいいので分けてくれないうすかって、実際川畑委員のところだと思います。うちなんかもうほとんど足りずに契約もできず、渡せないという中で、もちろん他には譲ることもできませんし、許可内容から。でもそのぐらい、水面下ではもう喉から手が出るぐらいのダイヤモンドみたいな感じになってきているところで、自分が思うに、もじゃこの採捕または蓄養から見ますと、養殖業者におきましても、付加価値は上がる、2年後も、ものがなくなるから、おそらく高騰するだろうし。まあ、本県にとってピンチがチャンスになり得る。だからもじゃこ採捕業者にしましては、長島はもともと1万6千円で鹿児島県は始めたんですが、2万円で買うからと、最初出た時から遡って2万円と。2万円つきま

したらですね、4分の12節、4分止まりの、まあ一番いいもじゃこなんです
が、原価計算で150円ですよ。133匹ぐらいですから、7.5〜8、グラムで。
一匹150円なんですよ、原価が。そういうものをですね、みんな捕っているの
が将来、おそらく来年はどんな協議になるかわかりませんが、キロ単価も上がる
だろうし、ましてや中間育成する方々も、相手方に渡す時には、さらにもっと値
上げをしなければならない状況でもあります。だから鹿児島県、ちょうどいいチ
ャンスじゃないかなって自分は思ってるんですけど。強みみたいなものを持っ
ているのは鹿児島県ですから、なんつったって。良くも悪くも鹿児島県が一番な
ので、この件につきましては、有望な漁業だなと思っております。

それより何よりも油がどうなってるのって。167円を走ったって、いくらセー
フティーネットがついていっても、あれ基金ですから。半分は自分のお金ですから
ね。

○小崎委員

130円台でしょう。

○阿久根議長

でしょう。いやもう江口は120円ぐらいするけど、これが切れたら170円っ
ていったかな、江口は。AZのガソリンより高いのをブイブイ言わしとったっ
て…。

○重信委員

鹿児島帰って入れたら、それに消費税が乗っていたわけで、140円ばかりや
って、組合の方が1割取ったら150円です。

○阿久根議長

10%、10円から10何円と組合もまあ違う。

○重信委員

だけど、会長、今、ぶりの値段が1,200〜1,300円しちよつが、あと3年後は
というけど、養殖業者は持たんよ。ぶりが2,000円もすれば客離れがしやせん
かなあ。

○阿久根議長

この前、友人から電話来たけど、餌が倍もするし、ものがなくなる可能性があ
ったんだんって、昨日電話が来たけど、そんな状況なの。

○川畑委員

餌は今年2回値上がりするでしょう。

○阿久根議長

でしょう。ものが入ってこんごなるって話から。ここに巻き網漁業者もいるし。自分が何年か前に、九州西部の会議で、巻き網漁業者に話したのが、なぜ日本の巻き網漁業者にこんなにいわしが豊漁で、すごい豊漁が起きている時に、なぜ日本の国はTAC管理という形でストップをかけてしまうのかと。もっと捕らせて、国が補助金使って、冷凍施設をもっと増やして。漁協やら潰れるところにいくら補助金出したって、湯水のように税金の無駄遣いになるから、ちゃんと捕らせて、それを国がストックして、養殖業界に日本のものを日本が渡すっていうことにすれば、業界全部が潤うのですから、巻き網の方々が乗ってきたんですけど、それから先は僕もまあどうなったか知りませんが。陳情をしてみるとか言っていましたけど。野村委員にも電話して、電話が来たがどこか餌を冷凍するのかなど。

○野村委員

漁協のほうでストップかけて。国が捕るなっていうんじゃなくて、漁協がもう捕るなって。

○阿久根議長

だから冷凍施設がないからでしょ。捌けないから。

せっかくいるものを捕ることができず、養殖業者は高騰して、一番は人件費より何より餌代やもんな、養殖の。

EPも値上がりして。一袋が1万2千円とかね、言いだしたら、買ってする人は合わんだらうち、もうどっさい買わな、もじゃこを買ってまでする人は、どっさい買わんな利は出らんやろうと、つくづくわかってきました。だからまあまあ、ここで協議してもどうもできないんですけど、さっきからまあ暫時休憩ですけど、まあ皆さん陸の人はわかんないと思うけど、自分が今年もじゃこに行って、切実に感じたのがイルカの多さ。まあ、どこに行ってもいる。西やろうが、北に登ろうが南に行こうが、鳥がパーパーしてると思って見とけば、白波がシャシャシャって「潮目け？」って思えばイルカやんな。それも一箇所じゃなかった。どこに行ってもイルカが多い。

○重信委員

会長の船を追っちくつかもよ。

○阿久根議長

どこの海域に行ってもこげんイルカがいることはなか。

○重信委員

ほんなら外におったっね。中はおらんよ。

○板坂事務局長

特に皆さんからなければ、これで本日の委員会を終了したいと思います。お疲れ様でした。

— 令和8年5月25日（月）午後3時15分閉会 —